

「特定相談支援」重要事項説明書

社会福祉法人上島町社会福祉協議会
上島町社協相談支援事業所
当事業所は上島町の指定を受けています
指定 第3833200052号

1. 事業者の概要

名 称	社会福祉法人上島町社会福祉協議会
所 在 地	愛媛県越智郡上島町生名2133番地3
電 話 番 号	0897-76-2638
代 表 者 氏 名	会長 宮川 阪光
設 立 年 月	平成16年10月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	特定相談支援
事業所の名称	上島町社協相談支援事業所
事業所の所在地	愛媛県越智郡上島町生名2133番地3
電 話 番 号	0897-76-2638
事業所の運営方針	利用者の意向、適性、その有する能力及び障がいの特性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、保健、医療、福祉等の関係機関と緊密な連携を図り、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立な計画相談支援を行います。
管理者氏名	梨木 真樹子
開設年月日	平成27年4月1日
事業所が行っている他の業務	居宅介護支援（事業所番号：第3873200855号）

3. 事業実施地域

上島町全域

4. 営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日
受 付 時 間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	8時30分～17時30分

ただし、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休業します。

5. 職員の体制

(1) 管理者（主任相談支援専門員・相談支援専門員兼務）1名

職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事項について、職員に厳守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 2名以上

計画相談支援の提供に当たる。

当事業所では、利用者に対して計画相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容「計画相談支援」

利用者のご家庭等を訪問し、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

① サービス等利用計画の作成

- 利用者及びその家族等と面談して、心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する上で解決すべき課題等を把握（以下「アセスメント」という。）を行います。
- 当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又は家族に対し提供し、サービスの選択を求めます。
- 相談支援専門員は、アセスメントに基づき、適切な福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、把握された解決すべき課題等へ対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を利用する上での留意事項、支給決定期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成します。
- 作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付等の対象になるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族等に対して説明し利用者等の同意を得た上で決定します。
- 相談支援専門員は、支給決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見等を求めます。
- 福祉サービス等の担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画の原案の内容について、利用者又はその家族に説明し文書により利用者の同意を得た上で、サービス等利用計画を完成し、利用者及び福祉サービス等の担当者に交付します。

② サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- サービス等利用計画の作成後、実施状況の把握及び利用者について継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には利用者等に対し、支給決定等に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者

等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③サービス等利用計画の変更

- 利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合又は事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、利用者と事業者双方の合意に基づきサービス等利用計画を変更します。

(2) 利用料金

①サービスの利用料金

事業者の提供する計画相談支援に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて上島町からサービス利用料金に相当する給付を受領する（法定代理受領）ため、利用者の自己負担はありません。ただし、利用者の意向により計画相談給付費を自ら上島町へ請求する場合においては、サービス利用料金の全額を事業者へお支払いいただきます。

②交通費等

通常の事業実施地域以外の地域を訪問し計画相談支援を行う場合には、それに要した交通費又はその実費をお支払いいただきます。

③複写物の交付

利用者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には1枚につき10円の実費をその都度ご負担いただきます。

④利用料金のお支払い方法

前記①のサービス利用料金は1カ月ごとに計算し請求しますので、翌月末日までに現金支払い、口座振込、口座引落等によりお支払いください。ただし、前記②及び③の料金については利用の都度お支払いをいただきます。

7. サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に担当の相談支援専門員を決定しますが、利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできません。

担当の相談支援専門員を交替する場合には、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。また、利用者は、事業者が任命した相談支援専門員の交替を希望する場合には、当該相談支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して相談支援専門員の交替を申し出ることができます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し可能な限りの応急処置及び傷害の程度に応じ医療機関へ連絡をとるとともに、緊急連絡先及び関係機関へ届け出をします。また、サービスの提供における事業所の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害は速やかに賠償します。

9. 緊急時の対応

サービスの提供中に利用者の体調が急変した場合は、以下の医療機関へ速やかに連絡を行い主治医の指示に従うとともに、緊急連絡先に連絡します。この場合、診療を受けたときは、利用者の医療保険を利用するものとします。

緊急連絡先	氏 名	
	住 所	

	電 話 番 号	
主治医	医 療 機 関 名	
	主 治 医 名	
	電 話 番 号	

10. 苦情及び虐待防止等に関する対応窓口について

サービスに対する苦情や、ご意見ご相談、虐待防止に関する窓口を以下のとおり設置しています。

(1) 事業所における苦情及び虐待防止等に関する受付窓口

- 受付担当者 山口 実和
- 電話番号 0 8 9 7 - 7 6 - 2 6 3 8
- 受付時間 月曜日から金曜日の8時30分から17時30分まで
(ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日は除く)

(2) その他受付機関

上島町 住民課	ご利用時間	平日	8時30分～17時15分
	電話番号	0 8 9 7 - 7 7 - 2 5 0 0	
上島町発達支援センター	ご利用時間	平日	8時30分～17時15分
	電話番号	0 8 9 7 - 7 2 - 9 3 6 6	
愛媛県障害者権利擁護センター (愛媛県社会福祉協議会)	ご利用時間	平日	9時00分～17時00分
	電話番号	0 8 9 - 9 6 8 - 2 2 0 1	